

科技部 函

機關地址：臺北市和平東路二段106號
聯絡人：金曉珍 研究員
電話：02-2737-7047
傳真：02-2737-7607
電子信箱：jsjen@most.gov.tw

受文者：國立臺灣科技大學

發文日期：中華民國111年6月7日

發文字號：科部科字第1110032471號

速別：普通件

密等及解密條件或保密期限：

附件：如文(附件1 A095M0000Q0000000_111U0P004691_111D2013034-01.pdf)

主旨：科技部「2022年度臺日青年科技人才交流－選送博士生赴日研究案」，自即日起受理申請，並於2022年7月29日（星期五）截止申請，請於申請截止日前完成線上申請並造冊函送本部，逾期不予受理，請查照辦理。

說明：

- 一、科技部與公益財團法人日本台灣交流協會(Japan-Taiwan Exchange Association)合作辦理旨揭交流活動，以促進雙方青年研究交流，擴大學術視野。
- 二、本活動係由日本台灣交流協會提供經費補助自然科學領域、具中華民國國籍之在學博士生，於2022年10月3日至2023年3月15日期間內赴日本進行30日以上，60日以內之研究或調查。本案採線上申請，須由博士生申請人於科技部線上申請系統繳交申請資料後，再由國內就讀大學於線上彙送科技部，檢附中文、日文活動簡章等。
- 三、活動簡章及申請表等，同步於科技部網站/動態資訊/計畫徵求公告，請依規定辦理。
- 四、本案聯絡人：科教發展及國際合作司，金曉珍研究員，電話：(02)2737-7047；許樂加小姐，電話：(02)2737-

7959。

正本：大專學生研究計畫受補助單位（共301單位）

副本：本部科教國合司、駐日本代表處科技組、公益財團法人日本交流協會臺北事務所、綜合規劃司(均含附件)

111/06/07
15:54:52

部長吳政忠出國 政務次長林敏聰代行

裝



訂

線

2022 年度公益財團法人日本台灣交流協會訪日研究活動簡章

(自然科學領域)

一、目的

本活動目的是針對自然科學領域之博士班學生，提供赴日研究、調查等機會，以拓展自身研究內容及所需知識，促進日台雙方之研發及人才培育。

另，本活動係獲得台灣科技部(Ministry of Science and Technology)協助辦理，由日本台灣交流協會提供訪日研究等相關補助經費。

二、活動實施期間

本活動之赴日期間以 30 天以上至 60 天以內為限。申請者必須在 2022 年 10 月 3 日(週一)至 2023 年 3 月 15 日(週三)之期間內開始並完成其研究活動。

三、申請資格

(1)已於臺灣公私立大專院校（以下簡稱推薦機構）就讀自然科學領域研究所之台灣籍博士班學生。

※但，於 2022 年 5 月 1 日時已居住日本半年以上者，預計於 2022 年 5 月 1 日起居住日本半年以上者，均不具申請資格。

(2)具一定程度之語言能力(英語或日語)，在日本進行研究無溝通障礙者。

(3)健康狀況良好，能在日本從事研究活動者。

(4)申請內容需與目前之研究有直接相關者。

(5)原則上申請時為 35 歲以下；女性申請人在此年齡前曾有生育事實者，每生育一胎得延長兩歲，但應檢附相關證明文件。

(6)從臺灣出發赴日至返國期間，必須是臺灣公私立大專院校博士班在學學生。

(7)本活動 2020 以及 2021 年度錄取者，非個人因素，實則礙於新型冠狀肺炎(COVID-19)之疫情擴大而無法赴日進行，並已提交謝絕書者得再次提出申請。請務必提交新的研究計畫等申請資料以利進行審查甄選，本協會無法保證予以錄取。

四、注意事項

(1)不得重複領取補助金

同一期間內不得重複領取其他機構之赴日研究補助金。若有重複，請擇一領取。且不得為了接受其他機構之補助而任意更改本項研究活動之開始日

期或訪日研究期間。

(2)延長滯留期間的條件

訪日研究期間結束後，因不得已事由必須自費滯留日本者請務必事先通知本協會。自費延長居留者仍須於 2023 年 3 月 15 日（週三）前一度返回臺灣完成必要之相關手續。

(3)接待機關和合作對象的選定

本活動錄取者必須自行選定接待機構、指導教授或研究員，並辦理住宿等一切必要之手續。

※活動簡章備有日文版，申請前可先提供給日方接待機構的教授參考。

(4)成果報告書的提交以及版權歸屬

本活動錄取者必須於訪日研究期間結束後 60 日內提交成果報告書。本協會擁有該報告書版權並將報告內容公開於本協會網頁和發行雜誌上。

(5)簽證手續等補充事項

日本政府現今(2022 年 6 月)採取「恢復國際人員往來之階段性措施」，依序有條件的開放外國人入境日本。2022 年度錄取者赴日進行研究之前則需要提交短期滯留日本等相關文件以辦理簽證，所需要文件等詳細內容將於通知審查結果之際一併告知。

(6)原則上本活動每年招募 1 次。

五、補助內容

(1)機票：臺灣～日本間之最短路程來回經機艙機票。

※由本協會購買電子機票提供給錄取者。

(2)每月生活費：310,000 日幣

(3)研究津貼：40,000 日幣

(4)研究旅費：30,000 日幣

※生活費、研究津貼及研究旅費由錄取者親赴本協會東京本部領取。

※但支付金額可能視情況減少。

(5)保險：由本協會依規定辦理海外簡易旅行保險。

六、申請方法

(1)申請人於科技部網站註冊，並填妥及上傳下列申請資料：

①活動申請書

②推薦書

③日本當地接待機構之同意函

※ 上述②③須有推薦人、日本接待機構指導教授的親筆簽名正本掃描成 PDF 檔上傳。

④大學及研究所在學成績單。

⑤近五年內已發表之學術性著作（三篇以內）。

※ 上述所有申請資料正本於錄取後須郵寄至日本台灣交流協會台北事務所。

※ 申請資料若填寫不完整將不予審查，申請前請務必仔細確認。

(2)推薦機關請於活動申請截止日期 2022 年 7 月 29 日(週五)前，在科技部線上申請系統將申請案「繳交送出」，並函送申請名冊至科技部。

七、審查方式

由科技部進行資格及學術審查。

八、連絡人：

臺灣科技部 業務負責人員

10622 臺北市和平東路 2 段 106 號 22 樓

科教發展及國際合作司

金曉珍 研究員

TEL：(02) 2737-7047

E-mail：jsjen@most.gov.tw

臺灣科技部 經費報銷及撥付負責人員

科教發展及國際合作司

許樂加 助理

TEL：(02) 2737-7959

E-mail：ljshiu@most.gov.tw

九、結果通知

(1)2022 年 9 月 16 日(週五)，由科技部函知推薦機構審查結果。

(2)同時，本協會台北事務所將直接郵寄合格通知書、規章及手續相關資料給錄取者。錄取者收到合格通知書後，如有疑問請直接洽日本台灣交流協會台北事務所新聞文化部。

(3)一律不接受親訪、電話或其他方式查詢審查。



2022 年度 日本台湾交流協会フェローシップ事業募集要項

(自然科学分野)

1. 目的

本事業は、自然科学分野の研究を行う台湾の国公立大学・学院の博士課程に在籍する台湾籍の大学院生に対し、日本での研究活動・調査・製作等を行う機会を提供し、日台双方の研究開発の促進、日台間の学術交流の進展並びに相互理解の促進に資することを目的とするものです。

なお、本件事業は、台湾の科技部 (Ministry of Science and Technology) の協力を得て実施し、日本台湾交流協会が訪日研究費等経費を助成します。

2. 事業実施期間

本事業は、原則として 30 日間以上 60 日間以内で実施することとし、採用者は 2022 年 10 月 3 日 (月) より 2023 年 3 月 15 日 (水) までの期間内に研究を開始、終了しなければなりません。

3. 応募条件

(1) 自然科学分野における研究を行う台湾の国公立大学・学院 (以下、推薦機関) の博士課程に在籍する台湾籍の大学院生。

(2) 以下の①～③の条件を満たすこと。

①研究活動に支障を来さない語学力 (日本語、或いは英語) を有すること。

②日本での活動を行う上で支障のない健康状態であること。

③台湾出発時から、研究期間を終えて台湾に帰着するまで、博士課程に在籍していること。

(3) 応募可能な年齢については原則として以下のとおりとする。

原則として、応募時に満 35 歳以下の者 (女性の申請者のうち、この年齢に達するまでに出産・育児を経験したものは、子供一人につき 2 年間の年齢上限の引き上げが可能。ただし、要証明書類添付)。

(4) 過年度採用者の内、以下の者は応募可能とする。

2020 年度及び 2021 年度本事業採用者の内、本人の都合ではなく、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、訪日研究を実施することができなかった者については、本募集に応募することができる。ただし、新たに作成された研究計画書等申請書類を審査の上、採否を決定するため、採用を約束するもの

ではない。

※**2022** 年 **5** 月 **1** 日時点で、半年以上日本に滞在中の方、**2022** 年 **5** 月 **1** 日以降、半年以上にわたり日本に滞在予定の方は、原則として応募資格がありません。
※申請内容と直接関連する研究経験を有しない方は対象となりません。

4. 注意事項

(1) 助成金重複受給の禁止

他の機関の助成金を同時期に重複して受給することはできません。他の機関からの助成と重複している場合は、いずれか一方を選択して下さい。また、他の機関の助成金を受給する目的で、本事業の開始時期及び期間を変更することは認めません。

(2) 延長滞在の条件

助成金供与期間を超えて、やむを得ない事情で、私費にて滞在を延長する場合は、必ず当協会に事前通報する必要があります。なお、私費にて滞在を延長する場合でも、**2023** 年 **3** 月 **15** 日（水）までに一旦帰台し、所要の精算手続を行う必要があります。

(3) 受入機関及び協力者の選定

採用者は自己の責任において、受入機関、指導教授または研究者及び居住先を選定し、所定の手続きをとらなければなりません（募集要項には日本語版がありますので、参考として事前に受入指導教授等にご提供ください）。

(4) 成果報告書の提出と著作権

採用者は助成金受給期間終了後 **60** 日以内に、活動報告書及び成果報告書を日本台湾交流協会に提出しなければなりません。なお、上記報告書の著作権は当協会が有し、原則として当協会ホームページにて公開し、また、当協会機関誌上に公開する場合があります。

(5) 査証申請手続き

2022 年 **6** 月現在、日本は「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」を運用しています。**2022** 年度本事業で採用された者が、訪日研究を行う際に、同様の措置がとられている場合は、日本入国の際に査証申請手続きが必要となります。詳細な必要書類につきましては、採用者に対しお知らせします。

5. 助成内容

(1) 航空賃：台湾・日本間の最短経路によるエコノミークラス往復航空券

(2) 滞在費／月 ： 310,000 円

(3) 研究手当 ： 40,000 円

(4) 研究旅費 ： 30,000 円

※但し、場合によっては減額の可能性があります。

(5) 保険料：当協会規定に基づき、海外旅行傷害保険を付保

※上記（1）については、日本台湾交流協会が E チケットを購入し、採用者に支給します。

※上記（2）～（4）については日本台湾交流協会東京本部にて本人に直接お渡しします。

※上記（1）～（5）以外の経費については、採用者個人の負担となります。

6. 申請方法

(1) 申請者は、科技部ホームページに登録し、下記の申請資料を記入した後アップロードしてください。

① 活動申請書

② 推薦書

③ 受入同意書

※申請書類の②、③については、推薦者及び研究協力者の直筆サインの原本を PDF にしてアップロードする必要があります。

④ 出身大学及び所属先の大学院における全学年成績証明書

⑤ 直近 5 年以内に発表した学術論文（3 篇以内）

※ 提出書類に記載漏れや不備不足がある場合は、審査の対象外となることがあるので、申請前に必ず確認してください。

※上記の申請資料一式は、採用後、台北事務所に郵送する必要があります。

(2) 推薦機関は 2022 年 7 月 29 日（金）までに、科技部のオンラインシステムから申請資料を「提出送信」する他、申請名簿は科技部に郵送してください。

7. 審査

書類審査については、台湾科技部が実施します。

8. 連絡先

科技部科教發展及國際合作司 金曉珍

10622 台北市和平東路二段 106 號 22F

Tel : (02)2737-7047

E-mail : jsjen@most.gov.tw

科技部科教發展及國際合作司 許樂加

10622 台北市和平東路二段 106 號

Tel : (02)2737-7959

E-mail : ljshiu@most.gov.tw

9. 結果の通知

(1) 審査結果は、**2022 年 9 月 16 日（金）**までに、科技部より推薦機関に通知します。

(2) また、公益財団法人日本台湾交流協会台北事務所は **2022 年 9 月 16 日（金）**までに。採用者に対し採用通知、手続き資料等を直接送付します。採用通知受領後の問い合わせ先は、日本台湾交流協会台北事務所広報文化部とします。

(3) 審査結果についての電話及び来訪による照会には応じません。

(了)



2022 年度 日本台灣交流協會訪日研究活動 (自然科學相關領域) 申請書

姓 名	英文	出生年月日		性別
	中文	19 年 月 日 將於 2022 年 7 月 29 日滿 歲		
現 職	就讀學校名稱			
	年 級			
	系 所	中文:	日文或英文:	

相 片
(半年以內)

就讀學校地址 (請務必填寫郵遞區號)		住家或宿舍地址 (請務必填寫郵遞區號)	
TEL:()	☐ ↖ 郵件寄送地址 ↗ ☐ (請勾選一項)	TEL : ()	行動:
FAX:()			
E-mail : (學校帳號) (私人帳號)			

履歷(學歷、經歷)(有日本居留經驗者也請填寫)	
年	

獎助學金申請履歷	獎助金名稱(含目前申請中者)	獎 助 期 間	結 果
1		~	
2		~	
3		~	
現居日本者填寫欄			
在留資格		目 前 滯留原因	

申請用紙-1

日語能力			英語能力		
☐ 高級	☐ 高級	☐ 高級	☐ Excellent	☐ Excellent	☐ Excellent
會話 ☐ 中級	讀 ☐ 中級	寫 ☐ 中級	會話 ☐ Good	讀 ☐ Good	寫 ☐ Good
☐ 初級	☐ 初級	☐ 初級	☐ Fair	☐ Fair	☐ Fair
☐ 不可	☐ 不可	☐ 不可	☐ Poor	☐ Poor	☐ Poor

研究主題(此欄務必填寫)

中文(必填)	
日文(必填)	
預定研究期間	20 年 月 日起至 20 年 月 日止(計 日)

日本當地接受機構・指導教授或研究員(此欄務必填寫)			
 姓 名	英文	出生年月日	性 別
	中文	19 年 月 日	
現 職	服務單位名稱	職 稱	
	服務單位地址	專 攻	

研究概要 (請使用日語或英語 具體且簡潔 地填寫於本表格內)

(1)研究內容、研究目的與意義

(2)研究方法與具體的研究計畫，並預估各階段所需花費時間。



(3)預定達成目標、研究成果發表方式

(4)為研究生涯帶來的中長程展望

過去主要成果：請寫出與此次研究相關之過去主要成果

日 期：

申請者簽名：

申請用紙-4

推 薦 書

請推薦者以日文或英文描述申請者投入此一研究之資歷、以及此項研究計畫的未來成效性、需求性、乃至於重要性等。

甄選結果將不另行通知推薦者，未臻之處尚請見諒。

申請者	姓 名	
	研 究 主 題	

推薦者	姓 名	英文	性 別	
		中文		
	所屬單位名稱		職 稱	
	所屬單位地址		TEL:	
			FAX:	
專 攻				
評 語（敬請完整填寫於此欄內） 				
日期		簽名		

申請用紙－5

（日本當地指導專家・合作者同意函）

受 入 同 意 書

20 年 月 日

公益財団法人 日本台湾交流協会 御中

下記の者が公益財団法人日本台湾交流協会のフェローシップ事業（自然科学分野）における研究者として採用された場合は、私は同人の研究指導・協力を致します。同人を受入れる理由は下記「受入理由」欄に記入の通りです。

また、別紙「査証申請手続きへの協力について」の記載内容については確認済みであり、下記の者の査証申請に係る手続きに関しても協力いたします。

（倘若下列人士獲得公益財団法人日本台灣交流協會訪日研究活動（自然科學相關領域）之邀聘，錄用為研究者，本人將予以研究上的指導並給予協助。本人同意接受其申請之理由如下方「受入理由」欄裡所述。此外也已確認附件「協助辦理簽證手續」所記載之內容，將協助下列人士辦理

簽證相關之必要手續。)

記

受 入 先	所 属			
	所 在 地			
	役職/職業			
	メールアドレス			
	受入理由			
	氏 名		署 名	
	申請者氏名		所 属	
	研究テーマ			
	受 入 期 間			



申請用紙-

別紙：査証申請手続きへの協力について

受入同意書にご署名いただく前に、必ず本紙記載内容をご確認ください。

(1) 日本入国に係る査証申請の必要について

2022年6月1日現在、日本においては新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「水際対策強化に係る新たな措置」が運用されています。この措置を受け、台湾から日本へ入国するには、査証（VISA）申請をする必要があります。

(2) 「受付済証」の発行手続きについて

査証申請については本事業の申請者本人が行うことになりますが、申請時に必要な書類のひとつに「受付済証」という書類があります。この書類は、受入先機関が厚生労働省の入国者健康確認センターが運用する、入国者健康確認システム（ERFS）を用いて申請し、発行する必要があります。受入先機関とは、受入同意書に署名をいただいた方が所属する大学・企業等の機関（以下、所属機関）のことを指します。

そのため、申請者が採用された場合には、所属機関において「受付済証」の発行手続きが必要であることをご承知おきください。

(3) 所属機関への確認について

申請者の採用が決定した後に、査証申請に必要な「受付済証」の発行ができないことが判明した場合、申請者は他の受入先を探さなければならず、研究活動に大きな影響が出る可能性があります。

そこで、下記の2点の可否について事前にご確認ください。（署名時点での状況）

① 外国人研究者の受入の可否について

所属機関において外国人研究者を受け入れることが可能か。

② 「受付済証」の発行の可否

所属機関が入国者健康管理システムを利用し、「受付済証」の発行が可能か。

(4) 確認後の対応

(3)記載の確認事項2点について、どちらも「可」であれば受入同意書に署名いただくことができます。どちらかが「否」である場合には、受入ができない旨を申請者に通知ください。

【参考】

① 水際対策に係る新たな措置について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

② 入国者健康確認システム

<https://entry.hco.mhlw.go.jp/>

